

派遣先は、派遣就業の場所ごとの同一の業務（一部の業務を除きます）について、派遣元事業主から3年を超える期間（1年を超える場合は、労働組合等の意見聴取が必要）継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはなりません。

派遣先は、派遣受入期間の制限がある業務に制限期間を超えて派遣労働者を使用するとき、及び派遣受入期間の制限のない業務に3年を超えて受入れており、その業務に新たに労働者を雇入れようとするときは、その派遣労働者に対し、雇用契約の申込義務が生じることがあります。

問い合わせ 千葉労働局需給調整事業室 電話 043-221-5500
千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2 地方合同庁舎3階

(5) マザーズハローワークちば

仕事と子育ての両立を希望する方に対する再就職支援のハローワークです。お子様連れの方、ベビーカーでのご来所の方も気兼ねなくご利用いただけます。

問い合わせ マザーズハローワークちば 電話 043-238-8100
千葉市中央区新町 3-13 千葉 TNビル 1階
月～金 8：30～17：15 第2・第4土 10：00～17：00
(第2・第4以外の土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休み)

(6) マザーズハローワーク東京

仕事と子育ての両立を希望する方等の再就職を応援しています。チャイルドコーナーを設置し、お子様連れでも安心して仕事探しができます。

問い合わせ マザーズハローワーク東京 電話 03-3409-8609
東京都渋谷区渋谷 1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階
月～金 10：00～18：00 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休み)

(7) ハローワークまつどマザーズコーナー

キッズコーナーを設置し、お子様連れでも来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供などを行っています。

問い合わせ ハローワークまつどマザーズコーナー 電話 047-367-8609
松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階
月～金 8：30～17：00 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休み)